

令和6年度版

学校危機管理マニュアル

学校法人 加寿美学園

熊本中央高等学校

はじめに	
危機管理を進める上での基本事項	
報道機関対応の留意事項	
I 学校生活における安全対策	
1 学校活動場面	・・・・ P4
2 環境整備	・・・・ P4
3 その他	・・・・ P5
4 学校管理下外の事故防止	・・・・ P5
II 生徒の事故	
1 学校内における生徒の事故【授業中】	・・・・ P6
2 学校内における生徒の事故【放課後・部活動中】	・・・・ P7
3 学校外における生徒の事故	・・・・ P8
※事故発生時の連絡体制	・・・・ P9
※生徒事故対応メモ	・・・・ P10
III 職員の事故	・・・・ P11
※職員事故対応メモ	・・・・ P12
IV 学校災害	
1 火災	
(1)職員在勤中の火災	・・・・ P13
※火災対応メモ	・・・・ P14
(2)職員不在中の火災	・・・・ P15
※学校火災対応メモ	・・・・ P15
2 地震	
(1)職員在勤中の地震	・・・・ P16
※地震・津波発生に備える対応について	・・・・ P17
※震災対応メモ	・・・・ P18
※避難場所・避難経路地図	・・・・ P19
(2)職員不在中の地震・津波	・・・・ P20
3 風水害	
(1)職員在勤中で風水害による被災が予想される場合	・・・・ P21
(2)職員不在時で風水害による被災が予想される場合	・・・・ P21
※風水害時の対応メモ	・・・・ P22
V 事件	
1 学校内での事件	
(1)不審者の侵入	・・・・ P23
(2)校内暴力	・・・・ P25
※校内暴力対応メモ	・・・・ P26
(3)いじめ	・・・・ P27
※いじめ問題への対応マニュアル	・・・・ P28
※いじめ対応メモ	・・・・ P29
(4)体罰	・・・・ P30
※体罰事件対応メモ	・・・・ P30
(5)盗難	・・・・ P31
※盗難対応メモ	・・・・ P31
2 学校外での事件	
万引き・窃盗	・・・・ P32
※窃盗等メモ	・・・・ P32
3 原因不明の事件	
原因不明の死亡事故(事件)	・・・・ P33
※原因不明の死亡事件メモ	・・・・ P34
※職員会議の協議事項	・・・・ P34
VI 人権教育問題への対応	・・・・ P36

はじめに

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震により、熊本県全体が甚大な被害に見舞われた。未曾有の災害により、学校施設も大きな被害を受けた。本校においては、学校施設や生徒の家庭または、生命に関わるような被害はほとんどなかった。

このように、近年、風水害や地震などの大きな自然災害が頻発し、学校施設や生徒に被害が及ぶことも稀ではない。また、生徒の生命にかかわるような様々な事件・事故等が全国的に発生しており、生徒や教職員の生命や身体を守るためには、事前に危機を予測・回避する取り組みの重要性が高まっている。

また、危機発生時には、その被害を最小限にとどめる対応を組織的に迅速かつ的確に行うことができる体制づくりが必要とされており、併せて教職員の危機管理意識の高揚が必要・不可欠である。

このマニュアルは、発生する危機を回避するためのリスク管理にも十分配慮し、日常の学校生活・教育活動において、生徒の把握、学校環境の整備等、日々の点検活動の重要なポイントを示したものである。そして、起こりうる緊急事態を想定し、本校における危機対応の手順を示した。対応の手順等はあくまでも基本的・原則的なものであり、危機発生状況によってこのマニュアルで全てに対応できるとは限らず、単に処理すればよいというものでもない。従って、いかに示す事項に十分留意し、その場の状況に応じた丁寧な対応が強く求められる。

このマニュアルをもとに、今一度、学校の安全管理体制や危機発生時の対応について点検・整備し、生徒一人ひとりが、心身共に健やかで、安全かつ快適な学校生活を送ることができるよう、全職員が一致協力して対応していく事を確認するものである。

危機管理を進める上での基本事項

- (1) 日頃から教育活動全般を通して、安全管理の推進および安全思想の普及に努める。
- (2) いかなる場面においても、人命尊重を第一とする。
- (3) 保護者・関係者等への対応は、心情等を考慮し誠意と責任をもってあたる。
- (4) 危機発生の場所・時刻・原因・処置等を的確に把握し、二度と起こさないための対応策を検討する。(緊急会議等)
- (5) 原因調査は事実即し、虚偽・推量を慎み、調査結果を校長(教頭)に報告する。
- (6) 外部等への対応は、窓口を校長(教頭)とする。
- (7) 指導を要する生徒への対応は、人権等に十分配慮し指導を行う。

以上の基本事項を踏まえたうえで、これから示すマニュアルによって対応を進める。

なお、ここでは比較的重大な事態を想定してマニュアルを示しているため、状況によっては簡略化することができる。

報道機関対応の留意事項

- (1) 窓口を一本化し、校長(教頭)が対応する。
- (2) 事件当事者の氏名や写真等については、プライバシー保護の観点から、原則として公表しない。
- (3) 事件までの経緯や学校のとった措置等については、予測や憶測で語らないようにし、事実関係のみ簡潔に話すようにする。(事件の経緯メモ・対応処置メモ)
- (4) 現段階ではっきりしていない事案については、「事実関係について調べている所である」と伝え、「多分そのはず・・・」といった言及は絶対に避ける。
- (5) 会見の場は各社ばらばらに設定せず、現在その対応に当たっていることなどを理由として(ただいま会議中等)、会見場所・時間を限定して臨む。
- (6) 職員や生徒・保護者の批判となる言葉や差別用語は使わない。

I 学校生活における安全対策

1 学習活動場面

【作業・実習等を伴う学習での配慮】

- 生徒の体調や様子について健康観察を適切に行う。また、体調の変化については授業担当者と担任との引継ぎを行う。
- 機械等の用具と使用する授業では、機械や用具の安全性を確認し、生徒に使用時の注意を怠らない。
- 活動場所は安全に活動できるよう、器具等の置き場を明確にし、生徒自身が常に整理・整頓するように指導する。
- 薬品、またはそれに類するものの使用にあたっては、正しい使い方を生徒に十分説明するとともに、その管理は教員が責任をもって行う。
- 集団で活動する場合は、グループ編成等を考慮したり、複数対応による個別指導を可能にしたりするなど、常に全体掌握を図るとともに個別の安全性への支援にも配慮する。
- 水泳および水辺での活動を伴う実習では、生徒の体調管理を第一とする。また、生徒だけでの活動をしないように指導するとともに、活動中教師は全体の把握に努め、緊急の連絡体制を整えておく。
- 夏期の活動にあたっては、室内外を問わず水分補給や適切な休養に努め、無理なく安全に活動できるよう心掛ける。

【学校行事・学年行事または校外での学習時の配慮】

- 計画を立てる段階で、安全面での支援体制を十分に検討し、教職員間で共通理解を図る。
- 体育大会、文化祭等の外部からの来校者が想定される行事においては、担任を中心に生徒の掌握に努める。特に、担任および行事責任者と生徒指導部の連携を密にし、生徒の所在や様子について把握するとともに、学年主任が情報を整理する。
- 全校集会や学年集会等ではクラス単位で整然と移動・集合することを心がけさせ、生徒の所在について把握する。
- 修学旅行やインターンシップ等の校外での学習活動では、別途詳細な安全対策を講じ、担当者間で共通理解を図る。

2 環境整備

【生活環境】

- 校舎内外は日ごろから整理・整頓に努めるとともに、危険物や危険箇所がないかを全職員心がける。
- 定期的に保健部の計画による安全点検を行い、修理・修繕が必要と思われる場合は、養護主任に相談し、養護主任は再度確認したうえで事務長に報告する。
- 台風等自然災害が予測される場合、被害を最小限にするため、校舎周辺の片づけや安全対策に全職員で取り組む。
- 安全点検は全職員で取り組み、安全管理の徹底に努めるとともに、職員の安全に対する意識の向上を図る。

【学習環境】

- 教室、実習室はもちろん更衣室など生徒が学習で使用する場所は、常に授業担当者による安全点検を行うとともに整理・整頓に心掛ける。
- 学習で使用するはさみやカッター、薬剤等は教師の管理下で使用する。
- 福祉リビングの実習で使用する用具や施設については破損箇所がないか、常に事前確認するとともに、生徒自身が安全を確認するよう指導する。また、生徒個々の習熟度に合わせた学習過程を考え、それに応じた用具や施設の安全対策を講じる。

3 その他

【教師間の連携と共通理解】

- 個別の支援が必要な生徒については、担任や教育支援室長・養護教諭から適切な情報を受け、必要に応じて学年団と教育相談室が協力して、個別の支援計画を作成する。個別の支援計画については、職員研修において共通理解を図る。

【家庭との連携】

- 生徒の怪我や体調の変化、危険行動の状況については、電話または家庭訪問での様子や学校の対応について連絡する。また、内容によっては保護者の理解と協力のもと生徒の指導にあたる。

【安全教育の徹底】

- 整理・整頓、正しい使用法、仲間との協力、交通安全、雨天時の生活など、教育活動全体を通じ、生徒の危険予測能力・危険回避能力を育てるよう指導の工夫を図る。

4 学校管理下外の事故防止

【交通事故】

- 加害・被害を問わず、休日の事故については学校(担任)へ連絡をするように指導しておく。
- 緊急搬送されるような重大な事故の際は、安否の確認・障害の程度の把握に努め、必要に応じて学校関係者も病院へ赴き生徒を見舞う。

【遊泳中の事故】

- 夏季休暇や休日で海岸または河川で遊泳する場合は、準備運動・服装および単独行動の禁止について十分指導し、事故防止を喚起する。
- 万が一事故が生じた場合は、速やかに警察・消防・学校(担任)へ通報するように指導する。

II 生徒の事故

1 学校内における生徒の事故(授業中)

	措置等		時刻確認
事故発生	救命措置	授業担当者(または生徒)が救命措置を施し、同時に応援を求める。 判断：保健室へ搬送する または その場で処置	
	連絡体制	授業担当者(または生徒) 教室内電話で連絡 ↓ 教頭(または職員)→職員・養護教諭・・・現場へ急行 ↓ HR 担任 校長・事務局長・事務長・全職員 ↓ 保護者 私立振興課	
	応急処置	授業担当者・養護教諭・看護科職員・側近者	
	病院搬送	対象者(担当者・生徒・状況把握者)に教頭が調査し、教務部長が記録する。 調査内容:学年(年齢)・氏名・性別・発生場所・発生時刻・発生状況・経過・原因・搬送病院・保護者名・保護者との連絡状況・救急車同伴者名	
	状態報告	救急車同伴者→学校(教頭・校長・事務局長・事務長) 報告内容:到着時刻・傷病名・治療の状況・病院の来訪者(家族等)	
	報告	傷病の程度により私立振興課への報告は学校長の判断による。	

留意事項

- 1 保護者への連絡は、動揺を招かないように、次の事項を落ち着いて連絡する。
「事故等の状況・傷病の程度・搬送先病院・必要に応じて保険証の持参等」
- 2 加害者がある場合、その保護者へも状況説明の連絡をとる。
- 3 必要に応じ、校長・副校長・教頭も病院に赴く。
- 4 保護者へは誠意を尽くし、最大限の努力をする。
- 5 報道関係者や外部者等への対応は、校長または教頭が行う。
- 6 必要に応じ善後策を協議する。校長・事務局長・教頭・事務長・関係職員
- 7 必要に応じ臨時職員会議を開く。

2 学校内における生徒の事故(放課後・部活動中)

	措置等	時刻確認
事故発生	救命措置 部活動指導者(または生徒)が救命措置を施し、同時に 応援を求める。 判断:保健室へ搬送するまたはその場で処置	
連絡体制	部活動指導者(または生徒) ↓ 教頭(または職員)→職員・養護教諭…現場へ急行 ↓ HR 担任 校長・事務局長・事務長・全職員 ↓ 保護者 私立振興課	
通報	必要に応じ、119 番通報 通報内容 ①学校名 ②事象や容体の概要 ③氏名 ④性別 ⑤年齢 ⑥救急車進入場所 ⑦本校の Te1 ⑧通報者氏名	
応急処置	部活動指導者・養護教諭・看護科職員・側近者	
病院搬送	救急車(必要時)・その他車両による搬送 対象者(担当者・生徒・状況把握者)に教頭が調査し、 教務部長が記録する。 調査内容:学年(年齢)・氏名・性別・発生場所・発生時 刻・発生状況・経過・原因・搬送病院・保護者名・保護 者との連絡状況・救急車同伴者名	
状態報告	救急車同伴者→学校(教頭・校長・事務局長・事務長) 報告内容:到着時刻・傷病名・治療の状況・病院の来訪 者(家族等)	
報告	傷病の程度により私立振興課への報告は学校長の判断 による。	

留意事項

- 1 保護者への連絡は、動揺を招かないように、次の事項を落ち着いて連絡する。
「事故等の状況・傷病の程度・搬送先病院・必要に応じて保険証の持参等」
- 2 加害者がある場合、その保護者へも状況説明の連絡をとる。
- 3 必要に応じ、校長・教頭も病院に赴く。
- 4 保護者へは誠意を尽くし、最大限の努力をする。
- 5 報道関係者や外部者等への対応は、校長または教頭が行う。
- 6 必要に応じ善後策を協議する。校長・事務局長・教頭・事務長・関係職員
- 7 必要に応じ臨時職員会議を開く。

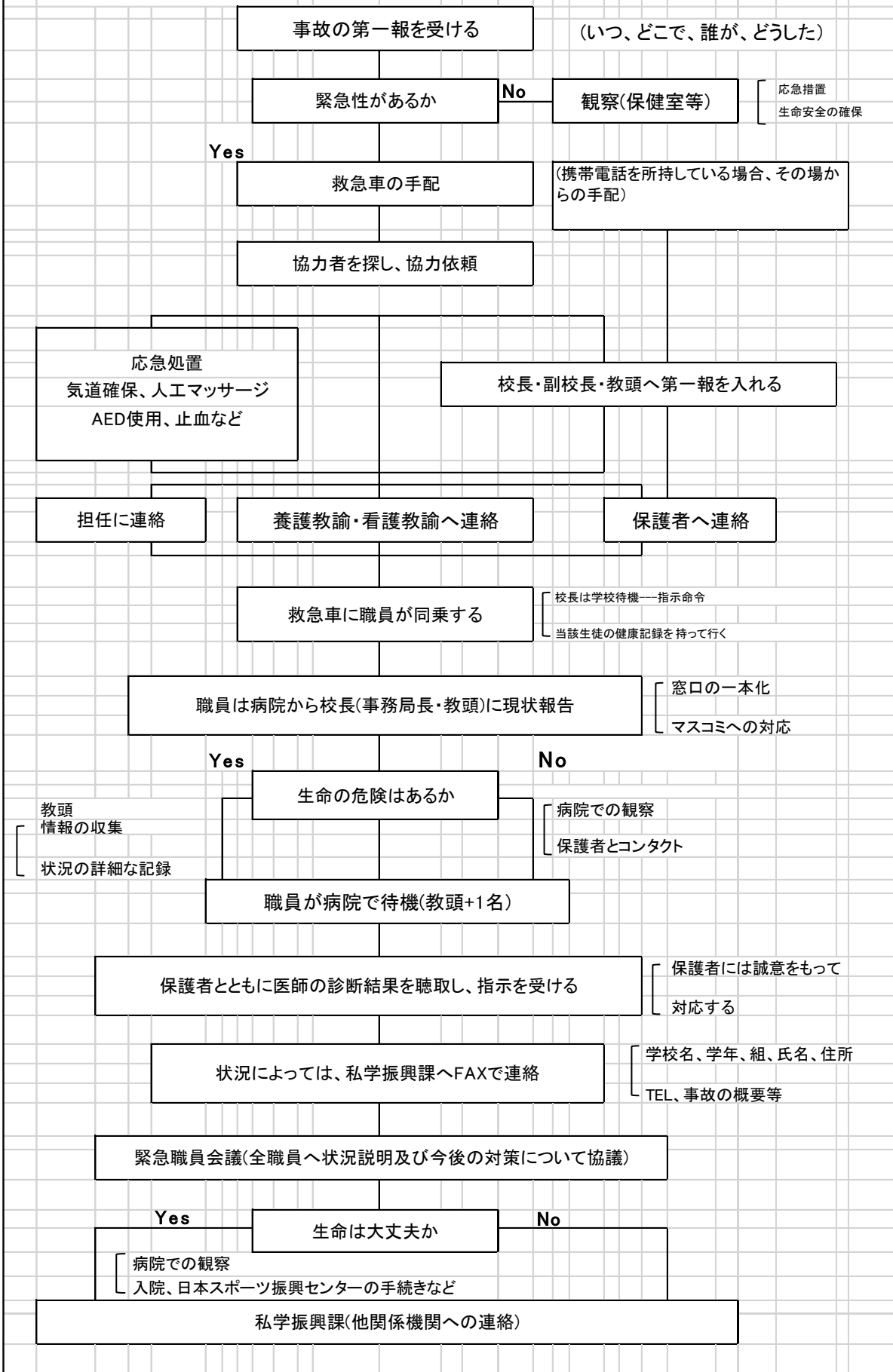
3 学校外における生徒の事故

	措置等		時刻確認
事故発生	連絡受報	受報者は学年・HR・性別・氏名・発生場所・時刻・事故や怪我等の状況・対応状況(搬送先病院名)等について、可能な限り聴取し記録する。相手があれば、氏名・年齢・性別・住所・電話番号・勤務先等を確認する。また、保護者への連絡は済んでいるか確認する。	
	連絡体制	受報者 ↓ 教頭(または職員) ↓ HR 担任 校長・事務局長・事務長・学年主任・生徒指導部長 ↓ 保護者 私立振興課	
	現状確認	HR 担任・養護教諭は搬送先病院へ向かう。必要に応じて教頭も出向く。 留意事項:保護者にとって異常事態であることを忘れず、慎重に対処する。 生徒指導部長は、事故現場へ赴き、現場の確認と状況の聴取等を行う必要に応じて交通等の係を伴う。必要事項は記録しておく。	
	状態報告	HR 担任・養護教諭・生徒指導部長は緊急を要する場合は、迅速に校長または教頭にその旨を連絡する。 その他の場合、見舞が終わって詳細を報告する。 (学年・氏名・HR・性別・発生場所・時刻・事故や怪我等の状況・搬送先病院・経過・保護者の状況等)	
	報告	傷病の程度により私立振興課への報告は学校長の判断による。	

留意事項

- 1 保護者への連絡は、動揺を招かないように、次の事項を落ち着いて連絡する。
「事故等の状況・傷病の程度・搬送先病院・必要に応じて保険証の持参等
- 2 加害者がある場合、その保護者へも状況説明の連絡をとる。
- 3 必要に応じ、校長・副校長・教頭も病院に赴く。
- 4 保護者へは誠意を尽くし、最大限の努力をする。
- 5 報道関係者や外部者等への対応は、校長または教頭が行う。
- 6 必要に応じ善後策を協議する。校長・事務局長・教頭・事務長・関係職員
- 7 必要に応じ臨時職員会議を開く。

事故発生時の連絡体制



生徒事故対応メモ

★連絡時のチェック項目

- ① 救急車 (119) ・ ・ ・ 学年、氏名、性別、傷病の程度、校内への侵入経路と場所
- ② 病院 ・ ・ ・ 学年、氏名、性別、傷病の程度、すぐに診てもらえるか
- ③ タクシー ・ ・ ・ 生徒の事故ですぐ来てくれるかどうか。侵入経路・場所
- ④ 保護者 ・ ・ ・ いつ・何をして・傷病の程度・事件発生の概要
- ⑤ 関係機関 ・ ・ ・ 消防署・警察署・私学振興課等への連絡

★チェックノート

生徒氏名		学年		科・組	
保護者名		Tel		担任名	

※相手がいる場合(生徒の場合は学年・科・組担任等を確認)

相手氏名	男・女	住所			
住所		Tel		備考	

発生日時	年 月 日 () 時 分
事故の程度	
発生場所	
原因等	
応急措置	
搬送先(病院)	Tel
搬送方法	
病院等での容態	
保護者との連絡	
備考	

Ⅲ 職員の事故

事故発生	措置等	時刻確認
	※当事者から連絡があった場合	
受報者	受報者は必ず校長・教頭へ連絡する。 確認事項:氏名・発生時刻・場所・事故等の状況 対応の状況・相手がいる場合は相手方について確認する	
助言指導	校長・教頭は当事者に誠意と責任をもって最後まで対処するように指示するとともに、重大な事態に至ったとき、状況に変化があったとき、処理等が終わったとき等、適宜連絡するよう指示、指導する。相手方が人命にかかわる程度の重大な事故の場合は校長または教頭が側現場又は病院等に出向き相手方を見舞い、状況を把握する。	
状況整理	相手方がある場合、事故処理等が完全に終わっていない段階では、事故の現認まで言及することができないことを忘れず、双方の氏名・性別・年齢・住所・電話・事故発生時刻・場所・怪我等の状況・対応状況についてまとめ、教頭から校長に報告する。	
報告先	当事者は後日、校長(事務局長・教頭)に規定の様式により報告書を速やかに提出する。 事故の内容により私学振興課への報告は学校長の判断による。	

事故発生	措置等	時刻確認
	※当事者から連絡できない場合	
受報者	受報者は必ず校長・事務局長・教頭へ連絡する。 確認事項:氏名・発生時刻・場所・事故等の状況対応の状況・相手がいる場合は相手方について確認する。 また、可能な限り校長または教頭が応対する	
助言指導	教頭・関係職員は現場に赴き、事故や現場の状況を確認する。 確認事項 1 通報者名・搬送病院等	
状況整理	教頭は事故の詳細・本人の容態等について校長に報告する。	
報告先	当事者は後日、校長(事務局長・教頭)に規定の様式により報告書を速やかに提出する。 事故の内容により私学振興課への報告は学校長の判断による。	

職員事故対応メモ

★連絡時のチェック項目

- ① 救急車 (119) . . . 職員の氏名、性別、傷病の程度
- ② 病院 . . . 職員の氏名、性別、傷病の程度、すぐに診てもらえるか
- ③ 家族 . . . 傷病の程度と事件発生の状況の説明、搬送先の病院
- ④ 関係機関 . . . 消防署・警察署・私学振興課等への連絡

★チェックノート

職員氏名		職名		年齢	
住所				Tel	

※相手がいる場合(生徒の場合は学年・科・組担任等を確認)

相手氏名		職名		年齢	
住所				Tel	

発生日時	年 月 日 () 時 分				
発生場所					
本人状態			相手状態		
現場と発生状況等					
搬送先(病院)					
病院での容態	Tel				
対応状況	警察事故処理の有無 相手方搬送先病院名 本人への対応指導				

IV 学校災害

1. 火災

(1) 職員在勤中の火災

	措置等	時刻確認
火災発生	<p>初期消火および連絡(現場近くの職員・生徒)</p> <p>↓</p> <p>教頭・事務長→校長・事務局長</p> <p>警報機による発覚の場合は2名1組になり、消火器を持ち現場に行き確認する。1名は初期消火もう1名は場所と状況を教頭・事務長に連絡する。初期消火困難の場合は退避し、状況を教頭・事務長に報告する。</p>	
避難通報 火災通報	<p>火災の状況に応じ避難経路と避難場所を確認し緊急放送を職員室から行う。</p> <p>「ただいま〇〇で火災が発生しました。生徒の皆さんは先生の指示に従って、避難場所〇〇へ避難してください」を繰り返す。</p> <p>火災の発生状況に応じ119番通報をする。</p> <p>判断:校長・事務局長・教頭・事務長・緊急の時は発見者 通報内容:①学校名②時間(つい先ほど)③場所(校内の〇〇で〇時〇分頃に火災が発生しました。すぐ消化出動をお願いします)</p>	
避難誘導 避難確認	<p>担任・授業担当者の指示により整然と避難させる。</p> <p>避難集合後ただちに担任により人員点呼を行い学年主任に報告。学年主任は各クラスの点呼を確認後、教頭または校長に報告をする。</p> <p>また、担任以外の職員は可能な限り校舎を回り、生徒の避難が終了しているか確認する。</p> <p>生徒は避難場所から離れないように指導する。</p>	
非常持出	<p>避難場所にて非常持出班を編成し、各部屋の火気取締責任者の指示により持ち出し作業に移る。消火活動の邪魔にならない範囲で行う。</p>	
救護	<p>怪我人がいる場合は、養護教諭または看護教諭の指示により、その処置にあたる。</p>	
鎮火処理	<p>生徒の処置・搬出物の処置・現場検証の立会・報告書の準備</p>	
事情聴収	<p>校長・事務局長または教頭が対応し、他の職員は校長の要請があるまで待機する。</p>	
報告	<p>被害の状況、生徒の安全確保に対する措置と現在の状況について私学振興課に校長の指示により報告。</p>	

非常持出

事務:公文書綴り、会計帳簿、その他の書類

教務:指導要録(在籍者分)・公文書綴り、出席簿、成績伝票等

保健室:保健日誌・健康診断書

各科・学科・部署:関係書類

火災対応メモ

1 消防署通報内容

「こちら熊本中央高校の〇〇です。つい先ほど、校内の〇〇で〇時〇分に火災が発生しました。すぐ

消火出動をお願いします」

2 校内放送

～緊急放送チャイム～「ただ今〇〇で火災が発生しました。生徒の皆さんは先生の指示に従って、慌てず速やかに避難場所〇〇まで避難してください」(繰り返す)

3 避難確保

【高校】

クラス	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8	1-9	1-10
担任	西田	鍋島	田代和	柚留木	中園	山本	増永	吉村	伊藤	百田
在籍	26	29	32	32	32	32	27	28	31	30
確認										

計 299名【1学年主任：松本】

クラス	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	2-8	2-9	2-10
担任	アルサニ	大塚	光井	泉	岩下	中礼	徳本	澤本	大田黒	矢守
在籍	22	37	26	26	26	23	19	19	28	29
確認										

計 255名【2学年主任：森】

クラス	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	3-6	3-7	3-8	3-9	3-10	3-11
担任	一宮	本山	和田	岡本	白坂	鬼塚	中野	宮本	守田	中村愛	濱田
在籍	21	35	21	21	22	19	22	23	26	26	25
確認											

計 261名【3学年主任：奥島】

【専攻科】

クラス	1-A	1-B	2-A	2-B
担任	岩根	宮田	吉川	澤田
在籍	39	40	37	37
確認				

全生徒数 968名 (令和6年5月1日現在)

4 確認事項

火災発生日時	年 月 日 () 時 分
火災発生場所	

5 協議事項

項目	
前日の戸締り状況 ガス等使用状況	
電気器具等使用状況	
その他火気に関すること 明日からの授業体制 保護者への連絡 火災事後処理事務	

(2)職員不在中の火災

	措置等	時刻確認
火災発生	受報者は必ず校長まで報告が届くようにする。	
非常出動	教頭は校長・事務局長の指示により、緊急連絡網により全職員に連絡し、出勤を要請する	
非常持出	可能な場合は、出勤した職員で非常持出を行う。 判断：消火活動に当たっている消防署現場指揮官の了解を受け、校長が指示する。	
鎮火処理	鎮火後または持出作業終了後、直ちに臨時職員会議を開き次の事項を協議する。 (1)前日の戸締り状況 (2)ガスなどの使用状況 (3)電気器具の使用状況 (4)その他の火気に関する状況 (5)その他、現場の施設設備管理の状況 (6)明日からの授業体制、保護者・生徒への連絡について	
事情聴取	校長または教頭が対応し、他の職員は校長の要請があるまで待機する。	
報告	被害の状況等を私学振興課に校長の指示により教頭または事務長が報告	

学校火災(不在時)対応メモ

1 確認事項

火災発生日時	年 月 日 () 時 分
火災発生場所	

2 協議事項

項目	協議内容
前日の戸締り状況 ガス等使用状況	
電気器具等使用状況	
その他火気に関すること 明日からの授業体制 保護者への連絡 火災事後処理事務	

3 生徒連絡網 : 各担任保管

4 職員緊急連絡網 : 別紙

2 地震

(1) 職員在勤中の地震

	措置等	時刻確認
地震発生	生徒は机等の下に身を隠すなどの処置をとる。職員は出口の確保を図ったのち、身の安全を保つ。 揺れが収まったら、避難経路の点検を行い、落下物等の点検を行う。各施設責任者が点検にあたり教頭または事務長に報告する。 また、津波に関する情報を収集する。	
避難通報 火災通報	状況に応じ避難経路と避難場所を確認(日頃からハザードマップを確認しておく)し、放送設備が使用可能であれば、必要に応じて緊急放送を職員室から行う。 「揺れが収まったようです。避難経路に従って避難場所に集合してください」を繰り返す。 火災の発生した場合は状況に応じ 119 番通報をする。 判断:校長・教頭・事務長(緊急の時は発見者) 通報内容:①学校名②時間(つい先ほど)③場所(校内の○○で) ④消化出動依頼⑤電話番号⑥通報者氏名 通報例:「熊本中央高校の○○です。只今校内の○○で火災が発生しました。すぐ消化出動をお願いします。」	
避難誘導 避難確認	担任・授業担当者の指示により整然と避難させる。 避難集合後ただちに担任により人員点呼を行い学年主任に報告。学年主任は各クラスの点呼を確認後、教頭または校長に報告。 また、担任以外の職員は可能な限り校舎を回り、生徒の避難が終了しているか確認する。 生徒は避難場所から離れないように指導する。	
救護	怪我人がいる場合は、養護教諭または看護教諭の指示により、その処置にあたる。	
生徒下校	必要に応じ、生徒を下校させる場合がある。その時、担任は出席を確認し(自筆で名票等に名前を記入させる)下校時の経路の安全が確保されていることを確認し、校長の指示のもと下校させる。 (注)大規模地震で、生徒を保護者に確実に引き渡す必要がある場合は「生徒引き渡しカード」を作成し、使用する。保護者の署名により、生徒を保護者に引き渡し、保護者とともに下校させる。	
善後策協議	必要に応じ、校長・事務局長が指示する。	
報告	被害の状況、生徒の安全確保に対する措置と現在の状況について私学振興課に校長の指示により報告。 ※保護者への状況等の連絡は連絡網及び安心メールにより行う。	

地震発生に備える対応について

ア 施設設備等環境

- (ア)地震を想定して、施設設備や物品等の転倒や落下の危険があるものについては、固定や補強、設置場所の変更をするなど安全対策(特に保健室や理科室等の薬品の破損・落下・漏出防止策)を講じておく。
- (イ)地震を想定した安全点検の実施により、地震発生時の安全確保に努めるとともに、日常的に整理整頓に努め、高所に物を置かない。避難経路を物品等でふさがらないことなどに常に留意しておく。
- (ウ)消火器、非常ベル、スプリンクラー、火災感知器及び防火扉等の非常設備が正常に作動するか、定期的に点検を行い確認しておく。
- (エ)緊急時に消防車等緊急車両の進入を妨げないよう、校内の駐車、駐輪については、駐車帯等を明確にし、整理、整頓しておく。

イ 教職員

- (ア)校長を中心に組織的な対応が迅速で的確にとれるよう、全職員がマニュアルを熟知することはもとより、状況に応じた対応訓練(救急法等を含む)を実施し、地震発生時は即時対応できるようにしておく。
- (イ)消火器や非常ベルの設置位置を把握しておく。
- (ウ)緊急対応の必要性から屋内でも靴を履くなど、迅速な対応ができるよう準備しておく。
- (エ)緊急時の人員確認のために授業担当者等が出席簿を持ち出すよう共通理解しておく。
- (オ)緊急時に持ち出す必要がある重要書類はまとめて保管し、迅速な搬出ができるようにしておく。

ウ 児童生徒

「地震発生時の心得」として、次の点について指導の徹底を図る。

強い揺れを感じたら

○屋内にいる場合は、慌てて屋外に飛び出さず、落下物倒壊による被害を避けるため、棚、ロッカー、窓ガラス等から離れ、机の下等に潜り込むか、カバンや本などで頭部を保護しながら姿勢を低くして揺れが治まるのを待つ。動ける余裕がある場合は、避難路を確保するため戸を開けておく。なお、屋外にいる場合は、校舎や塀、倒壊する可能性の高い工作物などから離れて姿勢を低くする。

強い揺れが収まったら

- 火気使用の場合は直ちに消化し、ガスの元栓を占め、電気器具のコンセントを抜く。
- 避難指示の校内放送を正確に生き、避難経路、避難場所を確認する。
- 特に屋内では「押さない、走らない、しゃべらない」避難態度に徹し、上靴のまま非難する。
- パニックに陥らずに安全・迅速に避難する。
- 集団から離れて逆戻りしない。

火災が発生したら

- 火災を発見したら、非常ベルを押し、迅速に教職員に連絡する。
- 煙が充満している場合は、ハンカチ等を口にあて、姿勢を低くして非難する。
- 防煙対策のためハンカチを常時携帯する。

避難場所に到着したら

- 避難場所に集合する際は、整列して着座し、人員確認を正確かつ迅速に行う。

エ 保護者や関係機関等

- (ア)日頃から、学校安全に関する学校の方針や具体的取り組みを保護者をはじめ、広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。
- (イ)地域の消防署や関係機関・団体と学校安全に関する連絡協議会を開催し、情報交換を深める中で連携協力体制づくりに努める。
- (ウ)保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

オ 事前に想定しておくべきこと

(ア)大地震発生時に起こる状況(阪神・淡路大震災の状況から)

- 建物が倒壊し、大勢が生き埋め○火災が多発○消防車と救急車は呼んでも来ない○現場に医師はいない
- 死傷者多数○電気、水道、ガス等ライフラインが止まる○県下全域が同じ状況
- 被災地外からの救援は24時間以上先

(イ)大地震発生直後に学校や市民に求められること

- 負傷者の救出と搬送○初期消火○救護所の立ち上げ○応急処置○重病者の病院搬送○飲料水の確保

地震対応メモ

1 避難確認

【高校】

クラス	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8	1-9	1-10
担任	西田	鍋島	田代和	柚留木	中園	山本	増永	吉村	伊藤	百田
在籍	26	29	32	32	32	32	27	28	31	30
確認										

計 299名【1学年主任：松本】

クラス	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	2-8	2-9	2-10
担任	アルガニ	大塚	光井	泉	岩下	中礼	徳本	澤本	大田黒	矢守
在籍	22	37	26	26	26	23	19	19	28	29
確認										

計 255名【2学年主任：森】

クラス	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	3-6	3-7	3-8	3-9	3-10	3-11
担任	一宮	本山	和田	岡本	白坂	鬼塚	中野	宮本	守田	中村愛	濱田
在籍	21	35	21	21	22	19	22	23	26	26	25
確認											

計 261名【3学年主任：奥島】

【専攻科】

クラス	1-A	1-B	2-A	2-B
担任	岩根	宮田	吉川	澤田
在籍	39	40	37	37
確認				

全生徒数 968名（令和6年5月1日現在）

2 安全点検事項（地震鎮静化後）

点検項目	確認	点検項目	確認
火災発生の危険性		校舎内外の敷地等のひび割れ	
ガラスのひび割れ落下の危険性		落下物等の散乱による危険性	
モルタル等の破損と落下の危険性		電気配線等の断線状態	
校舎の柱等の異常		教室内の落下物の危険性	
建物の傾き異常		入口・窓等の開閉状態	

3 被災状況確認

連絡網により被災状況の情報収集をするが、電話回線等の寸断等がある場合には職員会議により、別途詳細に打合せを行う。

4 緊急職員会議の内容

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 学校被災状況の確認 | (2) 職員被災状況の確認 |
| (3) 情報収集の方法 | (4) 伝達手段確保 |
| (5) 当面の生徒の処置 | (6) 出金可能な職員の措置 |
| (7) 学校被災復旧作業 | (8) その他必要な職員の活動等 |
| (9) 緊急避難場所としての体制 | |

5 指定避難所及び指定緊急避難所を開設する場合、市町村被害対策本部と連絡を取り対処する。

避難地図

指定避難場所は壺川小学校であるが、
状況によっては藤園中学校が近くて安全の場合もある。

壺川小学校

加
寿
美
寮

壺溪塾

坪
井
川

図
書
館
棟

3号館

坪井幼稚園

管理棟

専
攻
科
棟

夏目漱石邸

体育館

1号館

2
号
館

東園中学校

(2) 職員不在中の地震

	措置等	時刻確認
地震発生	重大な災害をもたらす地震の場合で、学校に重大な被害が予想される場合。	
被害状況確認	校長・事務局長・教頭・事務長が出勤し、被害状況を把握する。地域の被災状況も可能な限り把握する。	
職員連絡	緊急連絡網により、可能な限り職員の出勤を要請する。同時に個々の職員の被災状況の把握に努める。 連絡内容 「緊急連絡網により次のことを伝達ください。『この度の地震に関し善後策を協議し対策を講じる必要がありますので、可能な限り出勤してください、また、先生方の被災状況について連絡の必要があるものについては、学校に報告ください。』以上のことを次の方へ伝達ください。」不在の場合は次へ連絡。	
生徒確認	担任等は生徒の安全と被災の状況を確認する。 ※生徒連絡網や安心メールで状況の確認や確認できたことを知らせる。 連絡内容 「今回の地震で、生徒本人及びご家族はケガなどされてませんか？被害の状況と連絡先等を知らせてください」	
関係諸機関連絡	校長は、学校及び生徒の状況を私学振興課へ報告し、当面の対応策についても伝える。	
緊急対策会議	臨時職員会議により、現在の状況の確認、不足情報の収集、本校が避難場所になった場合の学校管理体制、生徒の措置、出勤不可能な職員の措置、その他のことについて協議する。	

3 風水害

(1) 職員在勤中で風水害による被災が予想される場合

風水害発生	周囲の状況並びに気象情報等により、風水害発生の恐れが予想される場合
情報の収集	テレビ、ラジオ、役所、バス営業所からその他の情報を収集する。また、生徒の通学路の安全については保護者に連絡を取り、その情報を収集する。近隣高校と連絡を取り合う。
臨時職員会議の招集	情報の確認を行い、今後の対応の検討を行う。 検討事項: 下校の時期・方法・生徒への指導事項・家庭への連絡
生徒下校	職員会議で検討し、校長の決済を受け、生徒を下校させる。
関係諸機関連絡	私学振興課、近隣高校

(2) 職員不在時で風水害による被災が予想される場合

※校長・教頭・事務長間協議、並びに私学振興課との連絡等により、生徒及び職員の措置について、次の項目を検討する。

生徒の措置	・連絡網による連絡例 ・安心メールによる連絡
臨時休校	「〇〇のため、本日は休校とします。生徒への連絡の徹底をよろしくお願ひします」
始業を遅らせての登校	「〇〇のため、本日は朝〇〇時登校とします。生徒への連絡の徹底をお願いします。十分注意して登校しますよう合わせて連絡ください」
自宅待機	「〇〇のため、次の連絡があるまで自宅から出ず、家で待機するよう生徒への連絡をよろしくお願ひします」

職員の措置	・連絡網による連絡礼 ・安心メールによる連絡
出勤	「〇〇の状況ですが、通勤経路の安全を確認してください。なお、通勤経路の寸断により通勤不能な場合は、その旨連絡されるようご連絡ください」
自宅待機	「〇〇のため、本日は次の連絡があるまでは自宅待機してください。なお、このことについては連絡網によって次の方へ連絡ください」
指定時刻出勤	「〇〇のため、本日は〇〇時に(風雨が治まってから)出勤するようにしてください。なお、それまでは自宅待機ということも付け加えて連絡網により次の方へ連絡してください」

風水害時の対応メモ

1 気象情報等 (年 月 日 時 分現在)

発令されている警報等	
台風の場合その情報	現在位置中心気圧 最大風速 接近予想時刻
テレビ等のニュースから得られる情報・予想	

2 各地区別の現在の通学路の状況(予想される災害とその場所等)

地区名	通学路の状況

3 臨時職員会議

(1) 現在の状況確認

(2) 生徒の処置

①在校時

- ・ 生徒下校の時刻
- ・ 下校の方法
- ・ 指導内容
- ・ 在校時間帯の処置
- ・ 保護者への連絡

②在宅時

- ・ 生徒の措置
(臨時休校・始業時間の遅れ・自宅待機)
- ・ 職員の措置
(出勤・自宅待機・指定時間出勤)
- ・ 保護者への連絡
- ・ 職員への連絡

(3) その他

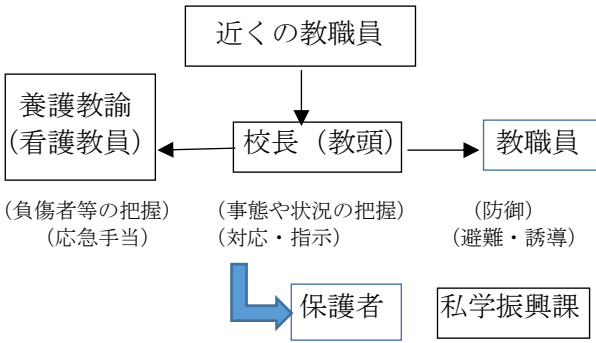
V 事件

1 学校内での事件

(1) 不審者の侵入

○不審者侵入防止の3段階のチェック体制

段階	具体的な方策
A 校門	PM7:30～AM6:00 平日は警備会社または管理職により門扉を施錠。門扉付近の様子が見える防犯カメラを設置している。
B 校門から校舎入り口まで	道路から校舎入り口までが短く外部侵入しやすいため、死角になる箇所には防犯カメラを設置して対応。
C 校舎への入り口	校舎入り口には、来訪者は必ず事務室前で入室手続きを行なうように指示。また、来客用名札の着用。校舎入り口を含め校舎内には各階に防犯カメラや侵入監視装置が付いており、常時警備保障会社でのチェック、何かあれば教職員と連携してその対応に当たるようになっている。平常時は、事務室でも常時防犯カメラの映像を流し、チェックできるようにしている。

	措置等	時刻確認
事件発生	<p>生徒の安全確保と不審者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安全確保、生命維持を最優先に対応する。暴力の防止と被害の防止に努める。 ・応援および通報の依頼をする。 ・警察の到着まで、複数の教職員で不審者の移動を阻止する。 	
連絡体制	 <pre> graph TD A[近くの教職員] --> B[校長（教頭）] B --> C[養護教諭（看護教員）] B --> D[教職員] C --- E["（負傷者等の把握） （応急手当）"] B --- F["（事態や状況の把握） （対応・指示）"] D --- G["（防御） （避難・誘導）"] H[保護者] I[私学振興課] </pre>	
関係機関への緊急連絡	<p>警察に通報するとともに、必要に応じ救急車を要請する。 （教頭・事務長の指示）</p> <p>通報内容</p> <p>①学校名②事象や容体の概要③性別 ④当事者の年齢（学年）⑤氏名⑥救急車進入場所 ⑦本校の電話番号⑧通報者の氏名</p>	
周囲の生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送で緊急事態の発生を知らせる。 ・担任、授業担当者は生徒を安全な場所へ避難誘導し、直ちに人員点呼を行い、学年主任を通じて管理職に報告する。 	
負傷した生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭等は、負傷者の応急措置を行うとともに救急車に同乗して医療機関へ付添う。（付添えと連絡の2人） ・救急車同乗者→学校（教頭・校長・事務局長・事務長） <p>報告内容：到着時刻・傷病名・治療の状況・病院</p>	

		来訪者(家族等)	
	事後の対応と措置	<ul style="list-style-type: none"> ・校長は私学振興課に状況報告等を行う。 ・必要に応じ保護者説明会等を設け、保護者に対し説明と連絡を行う。 	

留意事項

- 1 生徒の安全確保を最優先するとともに、教職員の受傷防止に配慮する。
- 2 保護者への連絡は、動揺を招かないように、次の事項を落ち着いて連絡する。
「事故等の状況・傷病の程度・搬送先病院・必要に応じて保険証の持参等」
- 3 情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関等への対応は管理職が行い、窓口を一本化する。
- 4 必要に応じ善後策を協議する。(校長・事務局長・教頭・事務長・関係職員)
- 5 必要に応じ臨時職員会議を開く。
- 6 カウンセラー等による生徒等への心のケアに配慮する。

(2) 校内暴力

ア 生徒相互

暴力事件発生	発生と発覚は同時出ない場合がある。怪我等が発生した場合は、校内における生徒事故と同様に対処しながら下記の措置を進める	時刻確認
事情聴取と指導	双方の生徒にそれぞれの言い分を聞き、事件に発展する前までの経緯・暴力の事実関係について掌握し、暴力は絶対にいけないことの指導と、双方の言い分にたいするきめ細やかな指導を行う。	
保護者への連絡	事件の全容ならびに学級担任がとった措置(事情聴取と指導)について双方の保護者に連絡し、今後見守り指導を続けていく事を約束しながら指導の協力をお願いする。	
校内連絡	生徒指導部長は事件の全容ならびに指導の経過等について教頭・校長に報告し、全職員へも指導協力を要請する。	
関係諸機関連絡	校長の判断による。	

イ 対教師暴力

暴力事件発生		時刻確認
報告	どんな小さいことでも対教師暴力は学校にとって大きな事件である。必ず、生徒指導部長を経て、教頭・校長まで報告する。	
事情聴取	生徒指導部長が該当生徒を呼び、教育相談的に事情を聴取する。当事者の職員については、校長が事情を聞く。職員が病院に行く必要があるときは、職員の校内事故に準じて対応し、その後事情を聴く	
臨時職員会議	聴取した事情から事件の全容を確認し、今後の対応の在り方(生徒への対応・教師の留意点)について検討し、全職員協力して指導に当たっていく事を確認する。	
保護者への連絡	生徒指導部長(校長・事務局長・教頭)は、事件に至るまでの経緯を含めた意見の全容について知らせ、今後の学校の指導について理解を求め、協力を要請していく。	
関係諸機関連絡	校長の判断による。	

校内暴力対応メモ

発生日時	年 月 日 () 時 分 ()				
加害者	年 組	男・女	氏名	保護者名	Tel
被害者	年 組	男・女	氏名	保護者名	Tel
内容					
事 件 発 生 の 原 因 と な つ た 状 況	被害者の言い分			加害者の言い分	
事件に至った背景等					
今後の指導の留意点					
家庭等の連絡					

(3)いじめ

発見・発覚発生	いじめについては全職員が常に、その発見に努めなければならない。
報告	いじめ・校内暴力等が認められた場合は、直ちに生徒指導部長、教員相談室長、教頭、校長・副校長に報告しなければならない。
実態調査	担任・副担任・生徒指導部、教育相談室は被害者、加害者双方に対し、交友の実態、言い分、意識等について聴取し、その全容を明らかにする。その際、特に被害者と思われる者には気を配り、すべてを汲み取り理解していくよう最大の努力をする。いじめの場合、「いじめられる方にも問題がある」との発想を持たないようにする。
各会議の開催	必要に応じ、生徒指導部会・運営委員会・職員会議・人権教育推進委員会等を開催する。 協議項目 ①担任の報告②実態の分析と考察③原因④今後の指導の在り方 ⑤全職員の協力体制⑥保護者への連絡事項並びに協力要請 ⑦これまでに実施したこの問題に対する研修や対策等
全職員・保護者への協力要請	協議された指導方法に沿って、担任・生徒指導部長・教育相談室長・全職員で、それぞれの立場で指導し、担任によって保護者へも指導を要請する。必要に応じて全校集会を開催し、この問題に対する研修や対策等
関係機関報告	校長の判断による。

いじめ問題への対応マニュアル

熊本中央高等学校

1 いじめ問題の発見・連絡・通報等

- ・いじめアンケート調査の実施
- ・ほかの生徒や保護者からの報告、連絡
- ・いじめられている本人からの訴え
- ・教師の発見、気づき・地域の人からの報告、通報



2 初期対応(発見者・担任・学年主任等)

- ・訴えてきた生徒の主張を第一に尊重し、全て受け止め迅速に対応する。
- ・いじめた側の生徒の考え・行為を正確に把握する。
- ・第三者により客観的な情報を収集し、事実の正確な把握をする。
- ・報告(発見者・担任・学年主任→生徒指導部長→教頭→校長)



3 いじめ問題対策委員会 (教頭・生徒指導部長・当該学年主任・担任等)

- ・情報、事実の性格な把握と確認に努める
- ・情報や現状認識の共有化を図る。
- ・対応についての検討(学年会等)



4 臨時職員会議

- ・情報交換を行い、対応を報告、協議する。
- ・共通理解を図り、統一された指導に努める。



5 具体的な対応

- ・担任だけで処理せず、学年職員・生徒指導部長をはじめ全職員での対応を原則とする(役割分担)

専門機関・医療機関等の活用

校長・事務局長・教頭

- ・必要があれば、私学振興課に連絡。

校長・事務局長・教頭

- ・体制の確立
- ・保護者、地域等への対応
- ・私学振興課との連携

- ・必要に応じてPTA等にも説明し、理解と協力を依頼する
- ・臨時保護者会(学年・学校)を開いて状況を報告し、学校の取組への理解と協力を依頼する

6 ①生徒(被害者)

- ・心の支えになれることを第一に考える(共感)
- ・生徒の成長を促す指導を心がける(援助)



保護者への連絡

- ・家庭訪問で、事実を正確に伝達
- ・保護者の心情の理解と共感
- ・継続した連絡と連携

6 ②傍観者

- ・ぼうかんすることは、いじめを認め、助長することだと指導し、いじめを許さない心情を高めていく。

7 学校・学年全体の問題として考える

- ・いじめを許さない心情と雰囲気づくり
- ・早期発見、早期指導、継続した指導
- ・生徒会活動での呼びかけ等

8 報告

- ・報告書を作成し、私学振興課にへ報告する。
- ・対応を振り返り、見えてくる問題点や対策の再検討

9 指導の継続

- ・事態が改善されない場合は、再度検討し改善策を考える。

6 ③生徒(加害者)

- ・生徒の話をしっかり聞く(理解)
- ・いかなる場合でもいじめは許されることではないことを理解させる(指導)

保護者への連絡

- ・家庭訪問で、事実を正確に伝達
- ・保護者の心情の理解と共感
- ・生徒の構成と相手生徒関係改善
- ・継続した連絡と連携

いじめ対応メモ

発生日時	年 月 日 () 時 分 ()				
加害者	年 組	男・女	氏名	保護者名	Tel
被害者	年 組	男・女	氏名	保護者名	Tel
発覚の状況					
事件発生の原因となった状況	被害者の言い分			加害者の言い分	
事件に至った背景等					
今後の指導の留意点					
家庭等の連絡					

(4) 体罰

体罰問題発生	保護者からの連絡等により発覚する場合もある。
報告	発生が認められた場合は、直ちに校長(教頭)に報告しなければならない。
実態調査と謝罪	当事者に対し、校長・事務局長・教頭は速やかに事情を聴取し、その職員とともに保護者宅を訪ね、体罰行為について謝罪する。(理由はどうであれ体罰は絶対に許されない。言い訳等は控えるようにし、保護者の要望によっては状況の説明程度にとどめる。)
対応策の検討	必要な範囲の会議を開き、今後の対応策について検討する。体罰の実態、それに伴った背景等、指導の在り方と留意点・他の保護者・生徒への対応・指導、報道機関への対応策等について協議する。
関係諸機関報告	校長の判断による。

体罰事件対応メモ

当該職員	職名	氏名	年齢	役職
被害者	年 組	男・女	保護者名	
発生日時	年 月 日 ()	発生場所		
体罰の内容				
事件発生の状況				

※体罰行使の理由(教師の指導意図等)、感情的でなかったかどうか等教師の心理状態を含めて、その時の状況を記載する。なお、以前の状況についても本事件と関係の深い事項については付記する。

対策会議

今後の指導の 在り方	
他の保護者・ 生徒への対応	
報道機関への 対応	

(5) 盗難

盗難発生	
報告	盗難にあった物品・金銭の学・時間帯・場所・保管の方法等の状況について生徒指導部長・教頭・校長・事務局長に報告する。
全体調査	他には被害がなかったか全職員を招集し、事情を説明し調査する。
状況調査	全体の報告を受け、盗難にあった時間帯の戸締り・施錠・保管の状況等について調査し、侵入経路等も考察する。
警察署連絡	被害の状況を取りまとめ、警察に連絡する。
関係諸機関 連絡	校長の判断による。

盗難対応メモ

日時	年 月 日 ()	盗難場所	
盗難物品		保管状況	
被害者名	年 組 号 氏 名		

2 学校外での事件

万引き・窃盗

事件発覚	通報を受けた職員は生徒名簿で確認し、店名(警察署名)万引き(窃盗)した物品・現在の状況(保護者との連絡状況)を確認する。
校内連絡	学級担任・生徒指導部長・教頭・校長に連絡し、確認している状況を説明する。
引取り	学級担任と生徒指導部長で店(警察署)に出向き、謝罪し引取る。
事情聴取と指導	学級担任と生徒指導部長で生徒のその日の行動等事実関係を調査し、事件の全容を明らかにする。また、生徒の置かれている環境等についても把握し、適切な指導を行う。
家庭との連絡	事件の全容と経過や更生させるための指導等説明し、家庭の理解と指導の協力を要請する。店(警察署)に謝罪ができていないか確認し、善処する。
関係諸機関連絡	校長の判断による。

窃盗等メモ

発生日時	年 月 日 () 時 分				発生場所	
該当者	年 組	男・女	氏名		担任名	
保護者			住所		Tel	
事件概要						
動機						
当日の行動						
類似行動						
今後の指導						

3 原因不明の事件

原因不明の死亡事故(事件)

事件発生報告	生徒名簿で生徒を確認する。
連絡	受報者は直ちに校長(教頭)に連絡する。校長(教頭)は担任に連絡する。
弔問	校長・事務局長・教頭・学級担任で弔問に訪れる。
臨時職員会議	校長は職員を招集し、臨時の職員会議を開く。 会議においては判明した事実・考えられる原因等を協議する。 会議の内容は極秘とする。
関係諸機関への連絡	校長(事務局長・教頭)が行う。報道関係並びに警察に対する対応の助言指導を仰ぐ。
事情聴取	警察の事情聴取に際しては、事実をありのまま伝えなければならないが、予想や憶測を述べることは慎む。
記者会見	事情聴取とは異なり 全てを答える必要はない 。 職員会議で確認した方針に従い、内容や時間を限定して臨む 。予想や憶測で発言し、それが公表されると重大な問題となるので、絶対にしない。
生徒・保護者への対応	職員会議で検討した方法により、速やかに行う。

【警察等の調べで自殺と判明したとき】

この場合は学校にも自殺に関する**原因解明の責務が生じる**。家庭との連携が重要なポイントになるので留意する。校長・教頭・学級担任は再度弔問に訪れ、**誠意を持って対応に当たる**必要がある。その際の留意点を以下に記する。

- (1) 学校での**最近の生徒の様子をできるだけお伝えするとともに、何が原因であったのか保護者と一緒になって考える**。
- (2) **家庭での様子について気付かれたことが無かったか**をお尋ねする。
(保護者の心情を察し、汲み取りながらお話する)
- (3) 結論を出すための弔問ではないので、**責任転嫁的発言等は絶対にしない**。

なお、自殺の原因がほぼ解明した時点で、今後の対応策等について徹底した協議をし、二度とこのようなことが起こらないよう指導実践への努力をしていくようにする。

原因不明死亡事件メモ

志望者	年 組	男・女	氏名	担任名	
保護者		住所		Te1	

	日 時：	年	月	日 ()	時 分	場所
死亡の状況						

※状況については断定できない事が多いと予想されるので、その情報の出所等を明確にし記載する。

職員会議の協議事項

1 生徒の様子

	最近(前日・前夜を含む)の生徒の様子	
	学校	家庭
交友関係		
学習の様子		
休み時間等の様子		
行動・言動		
健康状態		
悩み事		
その他		

2 他の生徒・保護者への対応

生徒への対応	
保護者への対応	

3 報道関係者への対応について

会見日時	年 月 日() 時 分～ 年 月 日() 時 分 場所：		
出席者			
役割			
会見の流れ			
冒頭説明事項			
答弁の計画			
予想される質問事項	答 弁		
いじめはなかったのか	現在、交友関係等この事件の全般にわたって調査中であり、現在の段階では全くなかったということは言い切れることはできませんが、早急に調べて対応してまいりたいと考えています。		
あったかもしれない	重要な事件でありますから、予想や憶測で発言すべきでないと思いますので、ここでは控えさせていただきます。		
ということか	(死亡の原因等、はっきりしていないことについては答弁できないことを伝え、早急に調査対応していく事を伝える。)		

※警察等の調べで「自殺」と判明したとき

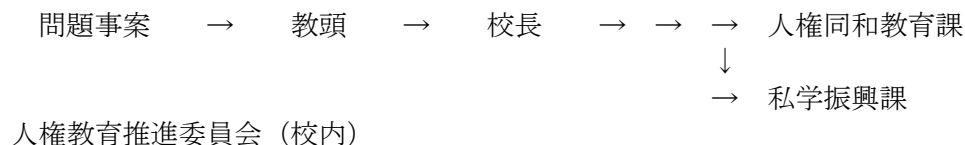
この場合は学校にも自殺に関する原因解明の責務が生じる。家庭との連携が重要なポイントになる。校長・教頭・学級担任は再度弔問に訪れ、誠意をもって対応に当たる必要がある。その際以下のことに留意する。

- (1) 学校における最近の生徒の様子をできるだけお伝えするとともに、何が原因であったのか保護者と一緒に考える。
- (2) 家庭での様子について何か気付かれたことはなかったのかお尋ねする。
(保護者の心情を察し、お話する)
- (3) 結論を出すための弔問ではないので、責任転嫁的な発言や早急な発言は絶対せず、保護者の心情を汲みお話する。

※自殺の原因が解明した時点で、今後の対応策について徹底した協議をし、二度と起こさないように指導実践の努力をしていくようにする。

VI 人権教育問題への対応

報告手順



- (1) 報告：①発生状況②発生日時・場所③発見者・当事者④発見時の状況
- (2) 背景：①当事者はどのような意味で使ったのか
 - ②どうして知ったのか
 - ③どのように理解していたか
 - ④相手はどう感じていたか
 - ⑤二人の関係は
 - ⑥周りの反応は
 - ⑦職員の反応は
- (3) 当事者に対しての指導：①誰が
 - ②いつ
 - ③どのように
 - ④反応は
- (4) 当事者の保護者への指導：①誰が
 - ②いつ
 - ③どのように
 - ④反応は
- (5) 全校生徒への指導：①誰が
 - ②いつ
 - ③どのように
 - ④反応は
- (6) 教職員に対して：①誰が
 - ②いつ
 - ③どのように
 - ④反応は
- (7) 全保護者に対して：①誰が
 - ②いつ
 - ③どのように
 - ④反応は
- (9) 問題点の掌握
- (9) 今後の対策：①短期
 - ②長期
 - ③具体的指導内容

